役員選出方法に関する細則（案）

第１章 総則

（目的）

第１条 この細則は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター定款第１２条第１項の規定に基づき、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの役員の選出方法に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第２章 役員の選任

（理事の選出）

第２条 理事は、理事会が推薦する者及び１０以上の正会員の推薦を受けた者の中から選任する。ただし、一つの正会員の推薦できる候補者は１名とする。

２ 前項による候補者の数が定款で定める定数の範囲内の場合は、総会において議決権の総数の過半数の同意を得た者を選任する。

３ 第１項による候補者の数が定款で定める定数の上限を超える場合は、総会において、定款で定める定数の上限の数の信任を限度とする無記名の信任投票を行い、得票数の多い順に当選者とする。ただし、当選者となるためには、議決権の総数の過半数の得票数を得なければならない。

４ 前項の信任投票の結果、得票数の同じ候補者がいる場合には、抽選により順位を定める。

５ 第２項及び第３項の結果、定数の下限に満たない場合の選出方法は総会で定める。

６ 正会員の推薦を受けた候補者になるためには、所定の申込書に候補者本人及び候補者を推薦する１０以上の正会員の代表者の署名捺印をし、役員任期満了の３ヶ月前から１ヶ月以内に事務局に提出しなければならない。

（監事の選出）

第３条 監事は、理事会が推薦する者であって総会において議決権の総数の過半数の同意を得た者を選任するものとする。

附則

１ この細則は、この法人の設立許可のあった日から施行する。